

財団法人金沢芸術創造財団寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人金沢芸術創造財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を石川県金沢市柿木畠1番1号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、金沢市における芸術文化の創造に関する事業を積極的に企画実施し、市民の生涯にわたる芸術文化の土壌を醸成することにより、芸術文化の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 芸術文化の創造に関する事業の企画実施に関すること。
- (2) 市民が行う芸術文化活動に対する助言・指導に関すること。
- (3) 芸術文化関係施設の管理運営に関すること。
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(業務運営の基本方針)

第5条 この法人の業務は、法令及びこの寄附行為に定めるところに従い、適切かつ確実な運営を旨とするとともに、国、県、市等の関連ある施策との整合性を配慮した運営に努めるものとする。

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第6条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第7条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、石川県教育委員会の承認を受けて、その一部に限りこれを処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第9条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

- 2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第10条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に理事会において理事総数の3分の2以上の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第12条 この法人の事業報告及び収支決算は、理事長が作成し、毎会計年度終了後3月以内にその年度末の財産目録とともに監事の監査を経て、理事会において理事総数の3分の2以上の承認を得なければならない。

- 2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決及び評議員会の同意を経て、その一部若しくは全部を基本財産に繰り入れ、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第13条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を得、かつ、石川県教育委員会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第14条 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経なければならない。

(会計の区分)

第15条 この法人は、事業遂行上必要があるときは、理事会の議決により、特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第16条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(種別及び選任)

第17条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8人以上15人以内

(2) 監事 2人

- 2 理事及び監事は、評議員会において選任する。
- 3 理事は、互選により、理事長1人及び副理事長1人又は2人を定める。
- 4 理事の互選により、専務理事1人及び常務理事1人又は2人を置くことができる。
- 5 理事、評議員及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 6 理事については、同一の親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者をいう。）、特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等をいう。）及び所管官庁の出身者が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1を超えてはならない。

(職務)

第18条 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長の定めた順位により、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、この法人の常務を処理し、理事長及び副理事長がともに事故あるとき、又は理事長及び副理事長がともに欠けたときは、理事長の職務を代行する。
- 5 常務理事は、専務理事と協力してこの法人の常務を処理し、専務理事に事故あるとき、又は専務理事が欠けたときは、あらかじめ理事長の定めた順位により、その職務を代行する。
- 6 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(任期)

第19条 この法人の役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第20条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事及び評議員の4分の3以上の同意により解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬)

第21条 役員は、有給とすることができる。

- 2 役員の報酬は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

第4章 理事会

(構成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会の求めに応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権能)

第23条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決し、執行する。

(招集)

第24条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要があると認めた場合には、随時招集することができる。

- 2 理事現在数の3分の1以上の理事又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があるときは、理事長は、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第25条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第27条 理事会の議事は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決する。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

2 理事長は、緊急の必要がある場合には、理事に対し、書面をもって賛否を求め、理事会の議決にかえることができる。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事（書面表決及び表決委任者を含む。）の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過

2 議事録には、議長及び出席した理事のなかから理事会で選出された議事録署名人2人以上が、署名しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第30条 この法人に、評議員10名以上17名以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長が委嘱する。

3 特定の役員とその親族その他の特別な関係にある者の合計数又は特定の評議員とその親族その他特別な関係にある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。

4 評議員には、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第31条 評議員会は、評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 評議員会には、第26条から第29条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

第6章 事務局

(設置等)

第32条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第33条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事総数及び評議員総数の4分の3以上の議決を得、かつ、石川県教育委員会の認可を受けなければ、変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第34条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の4分の3以上の同意があったとき解散する。

- 2 解散のときに存する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の4分の3以上の議決を経、かつ、石川県教育委員会の許可を得て、この法人と類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

第8章 補則

(委任)

第35条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第11条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

- 3 この法人の設立当初の会計年度は、第16条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成6年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の役員は、第17条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによるものとし、その任期は、第19条の規定にかかわらず、平成7年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為は、平成8年5月7日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第17条第1項の規定は、石川県教育委員会の認可のあった日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成15年8月25日から施行する。